

放課後等デイサービス Q & A (2020 年 3 月 3 日版)

▼支給決定について

Q 1. 今般の一斉臨時休業に伴い、放課後等デイサービスの利用ニーズが増大することが想定されますが、支給決定（支給量の変更を含む。以下同じ）に当たっての判断基準はありますか。

A 1. 今般の放課後等デイサービスの開所要請は、様々な事情により自宅等で 1 人で過ごすことができない児童の居場所づくりとしての性質を持つものです。

支給決定に当たっては、今般の措置が 2 月 28 日付文部科学事務次官通知「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について（通知）」の「1 保健管理に関すること」にある考え方を前提としつつ、自宅で 1 人で過ごすことが困難な児童もいることが考えられることから実施することとしたことを念頭に置き、支給決定の決定を行っていただきますようお願いいたします。

2 月 28 日付文部科学事務次官通知「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について（通知）（抄）
（保健管理に関すること）

- 1 新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休業であるという趣旨を児童生徒に理解させ、人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごすよう指導すること。

Q 2. 障害児支援の支給決定を受けていない児童が放課後等デイサービスを利用する場合、通常どおり支給申請を行う必要がありますか。

A 2. 児童福祉法第 21 条の 5 の 4 に定める特例障害児通所給付費の制度により、支給申請を経ずに支給決定を行うことが可能です。

（参考）障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について（令和元年 7 月 1 日）

第 4 特例障害児通所給付費等 I 特例障害児通所給付費等

Q 3. 支給決定の支給量を超えて、放課後等デイサービスを利用することは可能ですか。

A 3. 可能です。またその際、市町村の裁量において、支給量の増減に当たって保護者等からの申請を省略し、職権で行う取扱いとしていただいて差支えありません。

緊急対応を要する時期が経過した後は、可及的速やかに障害児支援利用計画の見直しを行ってください。

なお、児童福祉法第 21 条の 5 の 8 第 2 項に、市町村の職権により行う通所給付決定の変更についての規定があるので参考としてください。

▼サービス提供体制の柔軟な運用

Q 4. 「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について（令和 2 年 2 月 27 日事務連絡）」によると、「開所時間については可能な限り長時間とするなどの対応をお願いすること」とありますが、具体的に何時間以上の開所を求めるべきですか。

A 4. 具体的な定めはありませんが、今般の取扱いは、自宅等で 1 人で過ごすことができない児童の受け皿としての開所であることを鑑み、感染の予防に留意した上で、可能な限り長時間の開所をするよう要請をお願いします。

Q 5. 事業所と契約を結んでいない児童の受け入れを可としても構いませんか。契約事業所と同一法人の別事業所でサービス提供を受ける場合はどうですか。

A 5. 今般の措置に伴う社会的な要請の高さに鑑み、指定権者の裁量において、契約に当たって本来必要な最低限の手続きを事後的にさせていただく取扱いとして差支えありません。

Q 6. 指定申請上のサービス提供日やサービス提供時間を変更してサービス提供することは可能ですか。

A 6. 本来は運営規程等を変更する必要がありますが、必要な届け出を事後的に行う

ことを認める等、柔軟なサービス提供が可能となるよう、配慮をお願いいたします。

ただし、利用者の混乱を避けるため、利用者全員に対して変更の周知を行っていただきますようお願いいたします。

Q 7. あらかじめ届け出た場所と別の場所でサービス提供を行うことはできますか。

A 7. 可能として差支えありません。柔軟なサービス提供が可能となるよう、必要な届け出を省略することも差し支えありません。

Q 8. 指定申請時に届け出ていた職員が同一法人内で別事業所へ出勤したり、急遽新たな職員を雇用して支援を行う場合、体制届等の変更を省略してもよい取扱いにしても差支えありませんか。

A 8. 指定権者の裁量において、今般の緊急対応に当たって本来必要な届出を事後的に行うことを認める等の取扱いとしていただいて差支えありません。

Q 9. 事業所の受入体制で午前のみ、又は午後のみしか受入ができない場合に、1人の児童が午前と午後にそれぞれ1か所ずつ、1日に2カ所の事業所を利用することができますか。

A 9. やむを得ないと認められる場合は差支えありませんが、あらかじめ事業所間で調整し、請求を行う事業所はどちらか1か所のみとしてください。

Q 10. 報酬算定に当たって事前の届出が必要な加算について、届出をせずに請求を行うこととしても差支えありませんか。

A 10. 指定権者の裁量において、今般の緊急対応に当たって本来必要な届出を事後的に行うことを認める等の取扱いとしていただいて差支えありません。

特に、今般の緊急措置では、通常の営業時間と異なる時間のサービス提供を行うケースが多くなると考えられることから、延長支援加算の適用についてはご配慮ください。

▼休業日報酬の取扱い

Q11. 休業日報酬となることにより、1日の開所時間が6時間未満の場合は開所時間減算が発生しますが、通常どおり適用しますか。

A11. 開所時間減算については基本的に通常どおり適用されるべきですが、学校臨時休業の初期については職員配置や利用に係る調整を行う必要があると考えられることから、事業所の安定的経営のため、少なくとも3月8日（日）までの間は適用しない取扱いとしていただき、その間に可能な限り長時間の開所が可能となるよう調整をお願いします。3月9日以降の取扱いに関しては、情勢を鑑み再度周知致します。

Q12. 休業となった学校が、「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について（通知）（2月28日文部科学事務次官通知）」に基づき必要最小限の人数に絞って登校させ、その後、放課後等デイサービスを利用した場合、基本報酬は授業終了後と休業日のどちらとして扱いますか。

また、休業となった学校において、卒業式などの特定の行事の参加者のみ登校可能となった場合の取扱いはどうなりますか。

A12. 教育委員会が当該日を学校休業日として定めていたならば、必要最小限の人数に絞って登校させた場合や、特定の行事の参加者のみ登校可能とした場合であっても、学校休業日として報酬を請求してください。

▼サービス提供職員欠如減算・定員超過利用減算の取扱い

Q13. 定員を超える児童を受け入れても、定員超過減算を適用しない取扱いが可能とのことですが、1日の利用児童数が定員の150%を超えることも差支えないということですか。

差支えない場合、何人まで受入れ可能ですか。

また、定員を超過して受け入れる場合、受け入れた児童数に応じた職員を配置する必要がありますか。

A13. 定員の150%を超えて受け入れることもやむを得ないと考えます。受け入れの上限に関しては具体的に定めませんが、事業所の人員・空間を考慮し、児童の衛生面・安全面に配慮するようにしてください。受け入れに当たっては児童数に応

じた職員を配置していただくことが望ましいですが、やむを得ず配置できない場合であっても減算は適用しません。

なお、地域の事業所を分散利用させることによって定員超過を回避できるような場合は、自治体の福祉部局が教育委員会等と連携して可能な範囲での利用調整を行っていただくようお願いいたします。

Q14. 人員基準を満たさなくても、サービス提供職員欠如減算が適用されない取扱いが可能とのことですが、他事業所への応援、子どもの預け先の確保等の問題で短時間の勤務等のほか、職員本人の罹患や職員家族の罹患による在宅待機等により、やむを得ず出勤できないことによって欠員になる場合も含まれますか。

A14. 含むとして差支えありません。

Q15. Q14 の場合において、加算の対象である職員の人員欠如が生じた場合、指定届出上の加算を請求できますか。

A15. 加算については、当面の間、今般の緊急措置前に個別支援計画に基づき算定できていた加算・減算については、引き続き、加算・減算を行うものとしてください。ただし、実績を伴った場合に算定できる「送迎加算」「食事提供加算」等については基本的に算定できません。

▼代替的に提供したサービスの取扱い

Q16. 「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて（第2報）（令和2年2月20日事務連絡）」によると、都道府県等の要請を受けて臨時休業している事業所であっても、居宅等においてできる限りの支援の提供を行ったと認められる場合は報酬の対象とすることができるということですか。

また、新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所の対応として、上記「居宅等においてできる限りの支援の提供」を行った場合、加算の取扱はどうなりますか。

A16. お見込みのとおりです。また、事業所が居宅への訪問、感染の拡大を抑制するため、音声通話、Skype その他の方法で児童の健康管理や相談支援などの可能な範囲での支援の提供を行ったときは、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬算定を可能とすることができます。

また、新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所の対応としての加算等については、今般の緊急措置前に算定できていた加算・減算については、引き続き、加算・減算を行うものとしてください。ただし、実績を伴った場合に算定できる「送迎加算」「食事提供加算」等については基本的に算定できません。

なお、こうした健康管理や相談支援を行うことにより通常のサービス利用とみなされ利用者負担が発生することについて保護者へ説明するとともに、単なる欠席連絡（その後の支援については不要と保護者の意向がある場合）については、サービス提供とはみなされないことに注意してください。

Q17. 「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について（その3）（令和2年2月28日事務連絡）」によると、「児童が新型コロナウイルスに感染することをおそれ、事業所を欠席する場合、児童の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合は、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、特例的に報酬の対象となります。」とありますが、具体的にはどのような支援を指すのですか。

A17. 新型コロナウイルス感染症を予防するための欠席希望の場合で、事業所が居宅への訪問、電話その他の方法で児童の健康管理や相談支援などの可能な範囲での支援の提供を行ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とすることが可能です。

なお、こうした健康管理や相談支援等、市町村が認めた同等のサービスを提供した場合には、通常どおりの利用者負担が発生することから、あらかじめ保護者に対し丁寧な説明を行うとともに、単なる欠席連絡（その後の支援については不要と保護者の意向がある場合）については、サービス提供とはみなされないことに注意してください。

▼学校等との連携

Q18. 事業所における受入可能人数等の情報を、教育委員会や福祉部局で把握できていません。どのように対応すればよろしいですか。

A18. 学校の臨時休業時における事業所の対応状況について、一部自治体では事前照会を行って把握していますので、参考例として別添調査票を紹介します。

▼保育所等訪問支援の特例

Q19. 「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて（第2報）（令和2年2月20日事務連絡）」によると、新型コロナウイルス感染症対応のための臨時的な取り扱いとして、利用者の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合に、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして報酬算定が可能とされていますが、保育所等訪問は事業の性質上、訪問先が休業している場合に同等のサービスを提供することは困難です。

たとえば居宅等を訪問して直接支援を行ったことをもって保育所等訪問支援の実施扱いで報酬算定することは可能ですか。

A19. 従前から保育所等訪問支援を実施していた児童に限り、前月の利用回数を限度として、居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行った場合にも報酬算定して差支えないものとします。

▼その他

Q20. 熱があるなど、体調が悪い児童について、受入れを拒否することができますか。

また、医療的ケア児等、感染症のリスクが高い児童について、受け入れ態勢が整っていないことを理由に受け入れを拒否することができますか。

それらのいずれでもないが、受入れのための職員体制が整っていないと考えられる場合はどうですか。

A20. 「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における感染拡大防止

のための留意点について（令和２年２月２４日事務連絡）」においてお示ししているとおり、風邪の症状や 37.5 度以上の発熱、その他強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）などの新型コロナウイルス感染症のおそれがある症状がある児童については、受入れをお断りしていただきますようお願いいたします。

それ以外の場合については、原則として受入れていただきたいと考えますが、児童の安全や支援の質の担保が十分に確保できないおそれがあると事業所が判断した場合には、やむを得ず受入れをお断りすることもあり得ると考えます。